

令和6年2月22日

新潟県建築国民健康保険組合
組合員 各位

新潟県建築国民健康保険組合

令和6年能登半島地震に係る保険料減免等について（お知らせ）

1、国民健康保険料の減免について

- ・ 災害救助法適用地区（※）に居住する組合員を対象に、罹災証明書で半壊以上の判定を受けた方は申請により保険料の減免を受けることができます。（罹災証明書等の添付が必要です）
- ・ 減免対象は令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）分保険料です。

※新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町。

2、医療費の窓口支払い免除

- ・ 住家が損害を受け、罹災証明書で半壊以上の判定を受けた場合は医療費の窓口支払いが免除されますので、医療機関の窓口で対象者であることを申告してください。罹災証明書は不要です。
- ・ 対象期間は令和6年1月1日～4月30日です。
- ・ 1月1日以降、既に窓口で一部負担金を支払った場合は領収書を保管しておいてください。後日還付いたします。

※上記の具体的な内容については3月中旬以降、改めてHP上でお知らせしますので、今しばらくお待ちください。